

第2回新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議 議事録

1 日時

令和7年1月31日（金）17:00～18:00

2 場所

WEB開催

3 議事

新型インフルエンザ等対策青森県行動計画改定案について

○大西議長

大西です、よろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、議事に移ってきたいと思います。

新型インフルエンザ等対策青森県行動計画改定案について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、事務局から、新型インフルエンザ等対策青森県行動計画改定案について、ご説明いたします。

説明を担当いたします、県保健衛生課の荻野です、よろしくお願いいたします。

部長のあいさつにもありましたとおり、前回の有識者会議の後、有識者の他、医師会等の関係機関、市町村、県庁の各部局や保健所等の出先機関に対して意見を照会し、意見を踏まえた上で素案を修正して、改定案を取りまとめました。

本日は、素案に寄せられた意見と改定案を皆さまにお示しし、再度ご意見をいただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

なお、ご意見につきましては、前回同様、この会議の場でご発言いただくか、後日、メールで担当あてにご提出いただくようお願いいたします。

意見の提出様式は事前に資料とともに各委員にメールでお送りしておりますが、提出期限は2月28日金曜日までとしておりますので、よろしくお願いいたします。

【資料１ 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画の改定について】

それでは、順番に資料１からご説明いたします。

資料１では、前回ご説明した県行動計画の位置づけや改定の経緯、改定のポイントをまとめています。

詳しくは前回ご説明したとおりなので省略いたしますが、一点、前回の会議で説明が不足しておりました県行動計画の対象疾患について、改めてご説明いたします。

資料の左側、オレンジ色の枠で囲った部分に対象疾患を示しておりますので、そちらをご覧ください。

まず、県行動計画の対象となる疾患の一つ目としては新型インフルエンザ等感染症があり、新型インフルエンザ等感染症は、さらに新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など、四つに細かく分類されます。

また、指定感染症のうち、感染した場合の病状が重篤で、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものや、指定感染症のうち全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものも対象疾患となっています。

赤字で記載されているものが今回新たに対象疾患として拡充されたものでして、県行動計画改定案は、これらの幅広い呼吸器感染症に対応できるものとなるよう作成しています。

次のページをお願いします。

県行動計画改定スケジュール案です。

前回お示したスケジュール案からの変更点としては、１月７日に開催した感染症対策連携協議会で、素案に対するご意見、特に医療分野に関するご意見をお聴きしましたので、その点を加えております。

また、第２回有識者会議が１月末の開催となったことから、パブリックコメントや国への計画案提出が２月にずれ込んだことが挙げられます。

以上の細かい追加や変更はありましたが、県行動計画の改定完了時期は、前回と変わらず４月としています。

なお、スケジュール案には記載がありませんが、４月の県行動計画の改定後に県の新型インフルエンザ等対策マニュアルの改定作業も控えておりまして、県行動計画に定める対策の具体的な実施

方法については、マニュアルの改定の段階、あるいは対策を実際に進める際に検討する予定としています。

マニュアルの改定や対策の実施に当たっては、有識者会議でいただいたご意見なども踏まえながら進めていきたいと考えております。

以上で、資料１の説明を終わります。

【資料２ 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画改定素案に寄せられた意見】

次に、資料２の「新型インフルエンザ等対策青森県行動計画改定素案に対する意見」についてです。

改定素案については、有識者の他、県医師会、感染症対策連携協議会、県庁内の各部局と出先機関、市町村などに意見を伺いまして、事務局で重複する意見の整理などを行った結果、いただいたご意見は合計で５０件となりました。

皆さまお忙しい中、素案のご確認と意見のご提出ありがとうございました。

また、事務局においても、１７件の文言の修正等を行いました。

では、資料２の中身に入る前に、まず、資料２の見方から説明いたします。

一番左の欄に意見の番号を順番に割り振っておりまして、その右の欄に、いただいた意見がお配りしております資料３のどこに該当するものであるかを示しております。

資料３は県行動計画改定案となっておりますので、資料２と資料３を見比べていただければ、意見がどのように改定案に反映されているか分かるようになっております。

また、同じ欄に、かっこ書きで、ご意見が前回お配りした素案のどの箇所に該当するものであるかを示しています。

その右の欄が皆様から頂いたご意見で、一番右の欄に改定案への反映状況を記載しています。

では、順番に意見１から見ていきますが、意見１は地方衛生研究所等の「等」とは何を意味するのかというご質問と、「等」の必要性を判断して不要であれば削除すべき、というご意見です。

用語集でも示しておりますが、地方衛生研究所が行う試験・検査等を他の機関に行わせる場合は「等」が付くこととして整理しています。

その上でご意見を踏まえて改めて素案を見直し、前後の文脈から判断して「等」を削除すべきところは削除しました。

意見2は、新型インフルエンザ等ほどの程度の感染症を想定しているのか明記してほしい、新興感染症の定義づけをはっきりさせ、レベル毎の行動計画の作成をお願いしたい、というご意見です。

想定している感染症は資料1のご説明の際に申し上げたとおりですが、改定案でも対象疾患を明確にするため、本文の説明を充実させたほか、脚注の追加も行いました。

なお、県行動計画は、一類感染症・二類感染症等のレベルで分類しているのではなく、新型インフルエンザや新型コロナなどに加え、幅広い呼吸器感染症への対応を念頭に置いた上で、対策の段階を準備期、初動期、対応期に分けて作成してます。

意見3は、感染症の診療に協力した医療機関や医療従事者に対する労災保険とは別の補償を考えてほしい、個人事業主も対象とした補償の検討について計画に追記してほしい、というご意見です。

補償等の財政支援に関しては、昨年度の県の感染症予防計画改訂に関係して国から発出されたQ&Aの中に、「実際の感染症が発生したときに、国が感染状況や感染症の特性を踏まえて検討する」という記載がございました。

ただ、このことのみをもって具体的に行動計画に記載することは困難でして、有事に国から財政支援について示されましたら速やかに対応することといたします。

意見4と5は、誤記や改行ミスについてのご指摘で、ご指摘のとおり修正いたしました。

失礼いたしました。

次のページをお願いします。

意見6は、「地方衛生研究所」という文言について、一般的に全国各地に設置されている地方衛生研究所を指す場合と、青森県衛生研究所を指す場合とを明確に区別した方がよい、というご意見です。

ご意見を基に、前後の文脈から判断して修正しました。

意見7です。衛生研究所が平時に行う取り組みとして「調査研究」という文言があるのですが、「調査研究のイメージとしては病原体そのものを対象にした試験・検査のことが多いため、「調査研究等の」という文言は削除してもよいのではないか。」とのご意見です。

こちらについては、調査研究は必ずしも病原体を用いた試験・検査に限定したものではないと捉え、記載はそのままとしました。

意見 8 は、新型コロナ対応の際に検査試薬・検査機器が不足した、平時のうちに検査試薬・検査機器の供給に関する日本臨床検査技師会との協定を締結してほしいとのご意見です。

検査に必要な物品の備蓄については既に改定素案に盛り込んでいるところでして、具体的なことは、来年度以降の新型インフルエンザ等対策マニュアル改定や対策実施の機会に検討いたします。

今回、具体的な連携先もお知らせいただけましたので、ご意見を参考にしながら検討を進めたいと考えています。

意見 9 ～ 11 は、文言の統一、略語の取扱いやインデントの修正についてのご意見で、ご意見のとおり修正いたしました。

次のページをお願いします。

意見 12 は略語に関するご指摘で、ご指摘のとおり修正しました。

意見 13 ですが、県が有事に連携する組織として、日本環境感染学会の援助組織も入れてはいかがですか？とのご意見です。

こちらについては、今後のマニュアル作成や対策実施に当たっての貴重なご意見として参考とさせていただきます。

意見 14 です。こちらは総論の準備期、初動期、対応期に関する説明について、文章の前後関係など、構成を見直した方がよいではないかという趣旨のご意見です。

確かにご意見のとおりでしたので、いただいたご意見を参考に文章を再構成しました。

意見 15 は、抗インフルエンザウイルス薬に関する記述や、誤記に関するご意見です。

まず、抗インフルエンザウイルス薬についてですが、抗インフルエンザウイルス薬とそれ以外の治療薬は、備蓄の義務の有無などの取扱いが異なることや、政府行動計画との整合性も踏まえて記載はそのままとしました。

それ以外のものについては、資料に記載しているとおり修正しました。

次のページをお願いします。

意見１６、１７は、誤字等のご指摘で、ご指摘のとおり修正しました。

意見１８は略語に関するご指摘で、素案の前後の文章を踏まえて会議の略称は削除してもよいのではないか、とのことでして、ご指摘のとおり修正しました。

意見１９は、解熱鎮痛剤や咳止めなどの家庭への常備に関するご意見です。

これにより軽度の症状に迅速に対応でき、また、医療機関の負担軽減にも寄与できるので計画に記載を加えてほしいとのことでしたが、こちらに関しては、今後のマニュアル作成や対策実施に当たっての県民への呼びかけの内容として参考とさせていただきます。

意見２０は感染症対策を学校教育にも取り入れてほしいのご意見ですが、こちらに関しては素案にも記載しておりまして、具体的な方法については、今後のマニュアル改定や対策実施の際に検討させていただきます。

意見２１は、検査体制充実にに関するご意見です。

平時から検査に習熟しておくことや、有事は地衛研だけでは対応できないので、公立病院を中心に人材交流をしておいて大変なときには助けてもらってはどうか、とのことです。

まず、衛生研究所に関しては、来年度以降人材育成機能強化を行い、有事に向けた検査体制整備を進めることとしています。

また、素案には検査機関や医療機関も含めた研修や訓練に関して記載しているところでして、研修を通じた検査体制の維持強化については、ご意見を踏まえながら、今後具体的に検討いたします。

意見２２は、意見９と同じ内容なので省略します。

次のページをお願いします。

意見２３は調査研究への協力についてのご意見です。

「リバインド（：REBIND）」という具体的な事業名を示していただいた上で、調査研究への参加についてご提案いただきました。

JIHSの研究への協力については素案に記載しているところでして、具体的な協力の方法については、今後のマニュアル作成や対策実施に当たって検討することとなりますので、貴重なご意見として参考とさせていただきます。

意見２４は誤字に関するご指摘で、ご指摘のとおり修正しました。

意見２５は、意見９と同じ内容なので省略します。

意見２６はＡＲＩ（急性呼吸器感染症）病原体定点に関するご意見ですが、反映状況に記載しているとおり、令和７年度から感染症発生動向調査においてＡＲＩ病原体サーベイランスが開始されることとなっております。

事業の一環として対象疾患のマルチプレックスＰＣＲ検査を実施する予定で、詳細は現在国で検討中という段階です。

意見２７は、ご意見を踏まえて文言を修正しました。

意見２８は咳エチケットや手洗いの県民への啓発についてで、こちらについては素案に盛り込んでいるところでして、具体的なことに関しては県のマニュアル作成や平時の取組の実施の際に検討いたします。

意見２９は、今年度の県庁の組織再編を踏まえて対策を所管する部局を修正すべきというご意見で、ご意見のとおり所管部局を修正しました。

次のページをお願いします。

意見３０も、意見２９と同様、所管部局を修正しました。

意見３１はワクチンに関する正確な情報発信についてのご意見ですが、情報発信の具体的なことに関しては、ご意見を踏まえまして、今後のマニュアル作成や対策実施の際に検討いたします。

意見３２は、新型コロナ対応の際は国が構築したシステムでワクチンの必要量の把握と確保を行ったが、新型インフル対応時はどうなるのかというご質問です。

こちらについては、政府行動計画において、対応期に国が都道府県に対してワクチンの流通に関する体制構築を要請するとされており、現時点では国の要請に沿った形で対応することを想定しています。

意見３３は、県が設置する新型インフルエンザ等の相談センターの機能充実にに関するご意見でして、相談者の置かれている状況や立場に配慮しつつ、必要なときに必要な情報がしっかりと相談者に伝わる体制を整備してほしい、という趣旨となっています。

相談センターに関しては、新型コロナの対応を踏まえて今後具体的かつ有効な方法を検討することとなりますので、貴重なご意見として参考にさせていただきます。

意見 3 4 です。

こちらは、素案の中に「県からの要請に応じて医療機関が医療の提供を行う」という記載があるんですけども、このことに関して「医療の提供の全てを県が管理・コントロールするという意味か？」というご質問です。

回答について、若干補足も加えながら説明しますと、現在、県では有事に備えて県内の医療機関と医療提供に関する協定の締結を進めているところです。

ご質問のあった箇所は、新型インフルエンザ等の発生時には県が協定締結医療機関に医療の提供を要請する仕組みとなっていることを素案に反映した部分ですが、医療の全てを県が管理するといった意図はございません、というのが回答となります。

意見 3 5 は文章の構成に関するご指摘で、回答は資料のとおりです。

意見 3 6 は相談センターに対するご意見で、回答は意見 3 3 と同様です。

意見 3 7 は、「症状が回復した者も県や保健所設置市が移動手段を確保するのか？」という質問ですが、これは、新型インフルエンザ等の性状に応じて判断することとなります。

次のページをお願いします。

意見 3 8 は、患者の搬送に関して目的語である「当該患者を」という文言を追加してはどうかというご意見と、移送の主体が消防や保健所ではないことが疑問、というご意見です。

ご意見を踏まえて「当該患者を」という文言を追加するとともに、移送の主体に「保健所」を追加しました。

意見 3 9 は、誤記でしたので修正しました。

失礼いたしました。

意見 4 0 は、医療分野の対策の実施の基準として「病床使用率が高くなってきた場合」という記述があるが、基準をもう少し具体的にできないか、とのご意見です。

こちらについては、新型インフルエンザ等の性状などにより一概に規定することは難しいことか

ら、記載はそのままとしました。

意見４１は、県が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出時期と放出方法に関するご質問です。

こちらについては、国のガイドラインに従い、市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、県が備蓄しているものを、卸業者を通じて医療機関等に供給する方法を想定しています。

意見４２は、有事のワクチンや治療薬の配送に関して、自家用車有償配送許可を円滑に取得できるようにしてほしい、とのご意見です。

許可の名前は正式には「自家用自動車有償運送許可」というようですが、こちらの許可は国の所管事務のため、計画案への反映は困難です。

なお、医薬品等の緊急物資に関する配送の要請や指示については素案に記載しており、別な面からアプローチできるようになっております。

意見４３は誤字です、失礼しました。修正しました。

次のページをお願いします。

意見４４は、保健所で感染症対策に従事する人材の育成に関するご意見です。

ご意見では、特に医師である保健所長を補佐する立場にある保健師の育成について触れられていましたが、県においては薬剤師や獣医師など、多くの職種が感染症対策に従事していることを踏まえ、育成の対象となる職種の特定はせず、その上で「感染症対策の中核となる人材の」という文言を追記しました。

意見４５は、市町村への応援派遣要請に関しては人事課や市町村課も関係するので、これらを所管部局に追加した方がよいというご意見で、ご意見のとおり修正しました。

意見４６は対応する業務の内容から、主語に保健所や衛生研究所を盛り込んだ方がよいのではないかというご意見と、火葬の所管部局に関するご意見です。

主語については、ご意見のとおり修正しました。

火葬の所管部局については、「墓地、埋葬等に関する法律」は保健衛生課が所管していることから、記載はそのままとしました。

意見４７は、文章の構成上、「例えば県も青森市保健所が策定した健康危機対処計画に基づき業務を実施するように読めるため、表記に工夫が必要なのではないか」というご意見ですが、ご意見を踏まえ、「それぞれの」という文言を追記して文章を整えました。

意見４８は、「県及び保健所設置市」という文言が、保健所を含んでいるのが不明確な箇所がある、というご意見です。

こちらに関しては、意見４６の内容も踏まえ、文言を整理しました。

意見４９、５０は、組織再編関係のご意見で、ご意見のとおり所管部局を修正しました。

ここまでの、皆様から頂いたご意見の計画案への反映状況で、その他１以降は事務局で修正した部分となります。

まず、その他１ですが、脚注番号が乱れておりましたので、改めて脚注番号を割り振りし直しました。

その他２ですが、「発熱外来」という文言を、県感染症予防計画に合わせる形で、「外来診療」という文言に置き換えました。

次のページをお願いします。

その他３以降は、政府行動計画を改定素案に落とし込む際にミスがあったもの、表記のバラつきがあったものについて、修正を行ったものです。

いずれも素案作成時の確認不足でした、失礼いたしました。

以上が、資料２の説明となります。

次に、資料３に移ります。

【資料３ 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画改定案（見え消し版）】

資料３です。

資料３は県行動計画案として、素案からの修正箇所を赤字で明示したものとなっています。

表紙に早速赤字で修正部分がありまして、今回の会議以降は「改定素案」ではなく「改定案」として取り扱いますので、「改定素案」の「素」の字を見え消しにしています。

中身については、先ほど資料２でご説明しましたとおりの修正や追記などを行っております。

時間の都合により、個々の修正箇所に関する説明は省略させていただきますので、後日、資料２と資料３を見比べながら確認していただければと思います。

ただ、一点だけ説明したい箇所がありますので、まずは資料３の１５ページを出してもらえますでしょうか。

１５ページの２６行目以降の赤字の部分が、計画の対象となる感染症を明確にするために、具体的な感染症の名前を追記した部分です。

次のページをお願いします。

１６ページに先ほどの続きと、簡単な図があります。

それで、ご説明したいのはどこかと言いますと、パッと見て「新型インフルエンザ等」や「新型インフルエンザ等感染症」というように微妙に異なる単語が出てきて名前にバラつきがあるように感じるかと思いますが、これは法律で定められた言葉を引用した結果ですので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、以上で資料３についての説明を終わります。

【資料４ 新型インフルエンザ等対策青森県行動計画改定案（浄書版）】

最後に資料４です。

資料４は、資料３を浄書したものとなっております。

本日の会議で重大なご指摘などがない限りは、来月に入りましたら資料４をベースにパブリックコメントを行うとともに、国による改定案の事前確認を受けることを考えております。

また、市町村や指定地方公共機関に対しても、資料４をベースに改定案に関する意見の照会を行いますので、ご承知おき願います。

以上で、資料１から４の説明は終わりとなります。

最後に、繰り返しになりますが、改定案に関するご意見は本日ご発言いただくか、意見提出様式により、２月２８日金曜日までに、様式に記載されているメールアドレスあてにご提出いただくようお願いいたします。

それでは、議長にお返しします。

○大西議長

はい、ただいま事務局から、県行動計画改定案について説明がありました。

これについてご意見等ございましたら、挙手していただいて、ご発言をお願いします。

いかがでしょうか。

ご意見は、特に現時点ではございませんでしょうか。

分厚いものでもありますし、今日ではなくとも、今後メール等でお知らせ頂ければ、また検討させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それではですね、パブリックコメント等も実施することとなっておりますので、その点もご承知おきいただきたいと思います。

皆様から後日メールで提出いただいた計画案へのご意見については、反映は議長、又は事務局の方に一任していただければと思います。

よろしいでしょうか。

特に、これについてはご意見がないようですので、後日、メール等をお願いします。

それでは、以上を持ちまして議事を終了したいと思います。

進行、ご協力ありがとうございました。